

食安輸発0301第1号  
平成24年3月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(バングラデシュ産ピーナッツ製品のアフラトキシン)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号（最終改正：平成24年2月23日付け食安輸発0223第5号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入時の自主検査の結果、バングラデシュ産ピーナッツ製品において、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、アフラトキシンに係る検査頻度を引き上げて対応することとし、上記通知の別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	輸出者（製造者）
平成24年3月1日	バングラデシュ	ピーナッツ製品（落花生、米、grass pea、タピオカデンプン、パーム油、赤とうらがし、カルダモン、ターメリック、ブラックペッパー、クローブ、yellow pea、シナモン、クミン、塩を含むものに限る。）	アフラトキシン	SQUARE CONSUMER PRODUCTS LIMITED